

令和 8、9 年度埼玉県地震被害想定調査 業務仕様書

第 1 章 総則

本仕様書は、埼玉県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して行う「令和 8、9 年度埼玉県地震被害想定調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用し、本業務の作業方法、成果品の仕様及び提出方法について定める。本仕様書に特に定めのない事項については、埼玉県地質・土質調査共通仕様書に基づき実施しなければならない。なお本仕様書と共通仕様書に相違がある場合は、本仕様書を優先する。

1. 調査目的

埼玉県においては、東日本大震災において想定を超える地震・津波が発生し、広域かつ甚大な被害が生じたことを踏まえ、平成 24～25 年度に最新の科学的知見や基礎的データを反映した地震被害想定調査（以下「前回調査」）を実施した。その後、前回調査から約 14 年が経過する間に、住宅の耐震化や不燃化は進展する一方、高齢化の進行や単身世帯の増加など県内の人口構造・世帯構成が変化している。

また、令和 7 年 12 月には国の新たな首都直下地震被害想定が公表され、埼玉県においても、この想定から取り入れるべき事項が多くあると考えられる。このため、この 14 年間の変化や最新の科学的知見、令和 6 年能登半島地震等の近年の被害状況を踏まえ、首都直下地震発生時等の被害の全体像を明確化するとともに、今後の埼玉県の防災対策立案の基礎とするため、被害想定を見直すことを目的とする。

2. 地震被害想定調査全体の概要

当該調査は 2 カ年で実施し、基礎データの収集から地震動・被害量の計算、図面・報告書の作成を行う。全体概要は以下のとおり。

- (1) 地質・地形・水位・急傾斜地等の自然データ、ボーリングデータ、人口等の県勢データ、建物・構造物・ライフライン施設・消防力等の社会データの収集・整理。
- (2) 想定地震の震源モデルや深部・浅部地下構造データの収集と、震源モデル・地盤モデル・地形モデル等の作成。
- (3) 強震動、震度階、液状化、急傾斜地等の崩壊危険度、大規模宅地造成地の評価、津波河川遡上の浸水等の予測。
- (4) 建物被害・火災・人的被害、ライフライン施設被害、交通輸送施設被害、生活支障・社会支障の予測。
- (5) 災害シナリオの作成、地震防災対策の課題整理、啓発資料の作成。あわせて、震災対策行動計画の見直し、地域防災計画の修正、市町村の防災対策、県民への広報、県民利用の基礎データとして活用しやすい形式に加工。

(6) 首都圏全体の被害想定に係る情報の収集・分析。

3. 業務の概要

(1) 令和8年度は、前記2のうち、基礎データの収集・整理、地震動の予測、建物被害・火災被害の予測手法の検討等を行う。なお、津波河川遡上の予測に係る事項は、「埼玉県地震被害想定調査検討委員会（仮称）」（以下「委員会」という。）の助言を受け業務内容を変更する可能性がある。その場合の委託契約の変更は、甲乙協議のうえ行う。

(2) 令和9年度は、前記2のうち、令和8年度に実施した建物・火災を除く社会的被害の予測手法の検討、地震動以外の自然災害・社会災害の予測、災害シナリオの作成、地震防災対策の課題抽出、啓発資料の作成、及びホームページコンテンツの作成を行う。

(3) 古文書記録や地質学上の証拠等から過去の震災について検証する。また、前回調査の想定内容を検証し、今回の被害想定を参考とする。

(4) 内閣府による首都直下地震対策及び南海トラフ巨大地震対策に関する検討内容を考慮する。加えて、東京都、神奈川県、千葉県等の首都圏各都県及び国の被害想定結果を参照し、委員会の助言を受けながら実施する。

4. 調査地域

埼玉県全域とする。

5. 被害予測のメッシュ

前回調査で用いた約250m×250mの標準地域メッシュ（1/4第3次地域区画）を約50m×50mに細分化した詳細メッシュ（以下「50mメッシュ」という。）及び市町村（さいたま市は区単位）・町丁目単位で行う。

津波河川遡上の浸水予測は、埼玉県内の陸域についてさらに詳細なメッシュ（10m×10m程度）で行う。なお、委員会の指示があった場合は適宜変更する。

6. 調査の実施体制及び方法

(1) 本業務は原則として本仕様書に基づき実施するが、乙は委員会の各分野の委員の助言・指導・指示並びに甲の指示を受け、資料の収集・整理、予測計算その他の作業を実施する。

(2) 着手に当たって、乙は既存研究成果や最近の地震被害想定調査における予測手法等の資料を把握のうえ、実施方針や工程等を検討する。

7. 契約期間

契約の日から令和 10 年 3 月 17 日までとする。

8. 技術管理者

乙は、着手に当たり、技術上の総括管理に当たる技術管理者、照査技術者及び担当技術者を定め、文書で甲に届けるものとする。

技術管理者は、技術士法に基づく技術士資格（総合技術監理部門：建設または応用理学）を有し、過去 10 年間に、国又は都道府県において完了した地震被害想定調査業務又はこの類似業務の実績（技術管理者、照査技術者又は担当技術者としての実績に限る）を 1 件以上有している者を配置する。

9. 照査技術者

照査技術者は、技術管理者と同等以上の資格を有する者を配置する。なお、技術管理者と照査技術者を兼務してはならない。

10. 担当技術者

本業務は、データ整備やマップ作成等に GIS を有効活用することを前提とするため、業務実施に係る人員のうち少なくとも 1 名は GIS 上級技術者（一般社団法人日本測量協会認定）またはこれと同等以上の能力を有する者を配置する。

11. 想定地震

本業務の想定地震は、下記の通り前回調査や国の首都直下地震被害想定を踏まえた 6 地震及び委員会が指示する 1 地震の合計 7 地震とする。津波河川遡上の浸水予測については原則として下記の(6)を想定地震とする。想定地震の詳細は別途甲が乙に示す。なお、委員会の助言により変更が必要な場合には、甲乙双方が協議する。

- (1)都心南部直下地震
- (2)茨城・埼玉県境地震
- (3)立川断層帯による地震
- (4)深谷断層帯による地震
- (5)綾瀬川断層による地震
- (6)相模トラフ沿いに発生する M8 クラスの地震
- (7)委員会が指示する地震

12. 被害想定計算ケース

季節・時刻・風速の条件を設定して被害量を算出する。設定ケースは以下のとおり（委員会の助言により変更する場合がある）とし、2 章以降に準用する。

- (1) 季節・時刻

- ア 冬 朝5時：大多数が自宅におり、住宅被害による死傷者が最も多くなるケース
- イ 夏 昼12時：通勤・通学等で自宅を離れている日中の平均的ケース
- ウ 冬 夕18時：火気使用が年間で最も多く、火災被害が最も多くなるケース
- エ 上記以外に通常とは異なる人口分布となる可能性がある特異日の1ケース
(正月を想定)

(2) 風速

各季節について、平均的な風速のケース及び強風のケース

1 3. 注意事項

- (1) 本業務の実施に必要な経費の一切は乙が負担する。
- (2) 乙は、本仕様書による調査の遂行が困難となった場合、直ちに書面で申し出て甲の指示に従う。
- (3) 委員会の開催に係る謝金、旅費、会場費等の経費は、甲の負担とする。ただし、会議資料の作成・送付等、業務遂行に必要な作業は受託者が行うものとする。
- (4) 乙は、調査期間中の安全確保に万全を期す。万一、事故等が発生した場合の責任は乙が負う。
- (5) 本業務の実施に当たり、法律・条例等で必要な申請等の手続は乙が代行する。
- (6) 技術管理者は、甲の担当者と業務の進捗状況等について常に連絡をとること。

1 4. 個人情報の保護

乙は、本業務の実施にあたり個人情報等を取り扱う場合、関連法規を遵守し、その取扱いにより個人の権利利益を侵害しないよう最大限の注意を払うものとする。

1 5. 必要書類の提出

乙は、委託契約締結後、着手前に甲と十分協議のうえ、次の書類を提出し承諾を受けるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務実施工程表
- (3) 業務実施体制図、技術管理者、照査技術者及び各担当者名簿
- (4) 各技術者の資格証明書
- (5) その他必要書類

1 6. 疑義

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、乙は甲に連絡し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

17. 資料等の貸与

甲は、業務に必要と認める関係資料等を乙に貸与し、乙は本業務終了後直ちに返却する。

- (1) 平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書
- (2) その他、測量・地質調査等のデータ等、甲が所有する関連資料

18. 検査

乙は、本業務を完了した時は速やかに甲に報告し、本仕様書、関係法規、要綱等に基づく甲の完了検査を受けるものとする。不良箇所等が発見された場合、乙は速やかに訂正・補足等の必要な処置を講ずる。

19. 協議・打合せ

乙は、本業務の内容及び甲の意図を十分理解し、手戻りのないよう留意するとともに、必要に応じて甲及び委員会委員と協議・打合せを行い、議事録を作成し、参加者の確認を得るものとする。連絡事項も同様に記録し確認を得る。協議・打合せは「業務着手時」、「中間報告時」、「成果品納入時」のほか必要に応じて実施する。

第2章 自然災害に関する調査

乙は、業務に先立ち、資料を収集・整理するとともに、埼玉県の地形・地質・地盤特性・自然条件及び社会条件等を把握する。既存の埼玉県及び他県の地震被害想定調査、中央防災会議の「首都圏直下地震に関する被害想定」、学協会論文等における震源モデルや地盤モデル等のデータ、予測手法等を把握し、本業務との整合・関連を分析して報告書に記述する。

1. データの収集・整理

(1) 地質・地形・水位データ

ア 地形データの収集・整理

地震動予測に用いる深部及び浅部地盤モデル作成のため、既存の地質・地形データを収集・整理する。

イ 微地形データの収集・整理

浅部地盤モデル作成のため、数値地図、地形分類図、日本の地形・地盤デジタルマップ等を収集・整理する。

ウ 地質・水位データの収集・整理

液状化予測に必要な平野部及び埋立地の水位データを収集・整理する。公表・公刊資料及び県保有の水理地質図、地下水位観測データ等を対象とする。基礎データ（地質図等）はデジタル化して整備する。

エ 過去の地震被害データの収集・整理

埼玉県が過去の地震で受けた被害（液状化、斜面崩壊等）のデータを収集・整理し、デジタル化して整備する。

(2) ボーリングデータ等

地震動予測の深部・浅部地盤モデル作成のため、地下構造調査、既存ボーリングデータ等を収集・整理し、デジタル化して基礎データとする。対象は以下のとおり。

- ア 埼玉県、市町村及び関係団体の所有するボーリングデータ
- イ 公刊地盤図等に示されるボーリングデータ
- ウ 研究機関が公表するボーリング・観測データ（K-NET、KiK-net 等）
- エ 埼玉県及び研究機関が公表する深部地下構造データ
- オ その他必要なデータ

(3) 崖・急傾斜地等

急傾斜地崩壊危険度評価のため、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区、地すべり指定地等のデータを収集・整理する。

(4) 大規模宅地造成地

大規模宅地造成地の危険度評価のため、10ha 以上の大規模宅地造成地に係るデータを収集・整理する。

(5) 沿岸～海域地形（標高・水深）データ

ア 標高及び水深データ

津波河川遡上予測に必要な標高・水深データを収集・整理する。陸域の標高データについては、都市計画図、河川関係資料、国土地理院 10mメッシュ標高等とし、海域の水深データについては、海域平面図、海上保安庁発行の海図、沿岸の海の基本図、日本周辺 500m メッシュ海底地形データ等とする。

イ 海岸構造物及び河川構造物データ

埼玉県及び沿岸域自治体等が所有する海岸施設調査票、河川台帳等を収集・整理する。

ウ 粗度データ（土地利用データ）

津波の遡上のしやすさを決める粗度設定のため、国土数値情報（土地利用）等を収集・整理する。

2. 予測計算手法の検討

(1) 既存手法の調査

自然災害の予測計算（地震動予測、液状化予測、土砂災害予測、津波河川遡上の予測）に関する既存の予測手法について、最新の研究成果を諸学会の学術誌及び公的研究機関の研究報告、学術文献等により調査する。また、他の自治体による地震被害想定調査において用いられている予測手法も調査する。

(2) 最適な予測手法の選定

自然災害の予測計算で用いられる手法について、埼玉県の特性も考慮して検討するとともに、本業務への適用の妥当性を検討する。これらの検討及び他の自治体による地震被害想定調査結果も考慮して、本業務に用いる最適な予測手法を選定する。選定理由は報告書に明記する。

3. 震源モデルの作成

(1) 既存震源モデルの調査

震源断層に関する知見・最新成果を、公表資料、書籍、学術論文、公的研究機関の報告等で調査する。

(2) 震源断層モデルの作成

震源断層モデルの作成にあたり、該当地域の微小地震データにより、現在の地震活動状況を把握し、プレート構造、地下構造等の最新の地球物理学、地質学及び地震学の知見に基づいてモデル化を行う。モデル化にあたり、巨視的震源パラメータ（震源断層の位置、形状、地震規模等）と微視的震源パラメータ（アスペリティ領域の設定等）を、第1章11節の想定地震について行う。なお、津波河川遡上の浸水予測を行う断層については、令和8年度の震源断層の検討結果を踏まえ、令和9年度に震源モデルの作成を行う。

4. 地盤モデルの作成

(1) 3次元深部地盤モデル

工学的基盤からS波速度 $V_s=3\text{km/sec}$ 程度のいわゆる地震基盤までを含む地盤について、地震動予測計算に必要な3次元深部地盤モデルを作成する。この深部地盤モデルは、既存の深部地盤モデルを参考に最近の地震観測記録との比較・検証を行い、委員会の意見、指導を受けながら逐次修正を行って最適な深部地盤モデルを完成させる。また、3次元地下構造モデルとし、地震動予測計算に必要な各層のP波速度、S波速度及び密度などの物性値を設定する。

(2) 浅部地盤モデル

地震動予測計算に必要な工学的基盤以浅の浅部地盤モデルを作成する。浅部地盤モデルは、収集整理した地質資料、ボーリングデータ、微地形データにより、原則として50mメッシュごとに作成する。作成にあたっては、表層地質図、ボーリング

データ等を用いて、深度方向に物性値により地層を区分し、水平方向の連続性が読み取れるような地盤モデルを作成する。

ボーリングデータが少ない地域については、微地形区分などとの対応によりデータを補完し地盤モデルを作成する。また、浅部の地震動予測計算に必要な S 波速度については、県内の PS 検層データを収集し、標準貫入試験の N 値との関係を検討する。また、動的変形特性曲線については、県内で実施された室内動的試験結果を収集整理する。

5. 津波河川遡上の予測計算用モデル

(1) 震源断層に関する調査

中央防災会議における震源モデルを参考にし、さらに既存の津波河川遡上の予測における震源断層に関する知見について、公表・公刊されている資料及び最新の研究成果の調査を行う。

(2) 海底地形の設定

第 2 章 1 節(5)のデータにより、東京湾内から震源域までの範囲を含む海底地形面の形状を設定する。

(3) 海岸構造物・河川構造物の設定

第 2 章 1 節(5)のデータにより、当該構造物を予測計算に反映させることができるようモデル化を行う。

(4) 予測計算用モデルの作成

津波河川遡上の予測計算を行うモデルを作成する。当該モデルは、埼玉県域と震源域を含む範囲とし、埼玉県域は原則として 10m メッシュ程度とし、波源域までのメッシュは適宜大きくする。

6. 地震動予測計算

(1) 震源～深部地盤の地震動計算

震源モデルを作成した想定地震については、原則として統計的グリーン関数法による。第 1 章 11 節の想定地震について、工学的基盤における地震波形を予測計算し、次項の浅部地盤の地震動予測に用いる。

(2) 浅部地盤の地震動予測

前項の工学的基盤における地震波形を入力値とし、工学的基盤から地表までの浅部地盤モデルを用いて次元地震応答解析（せん断ひずみの周波数依存性を考慮した等価線形解析）を行い、地表の地震動を予測する。地表の地震動は、地震波形、計測震度、最大加速度、最大速度、応答スペクトル、SI 値とし、50m メッシュ、町丁目単位でとりまとめる。

7. 液状化予測計算

(1) 液状化可能性地域の検討

第2章1節(1)及び(2)で収集・整理した微地形・地質資料及びボーリングデータなどの地質資料に基づき、液状化が発生する可能性のある地域を抽出する。

(2) 液状化予測計算

作成した地盤モデルをもとに、原則として「道路橋示方書」に代表されるFL法およびPL法を用いて液状化予測計算を行い、50mメッシュ毎に液状化危険度を予測する。

8. 急傾斜地等崩壊危険度評価

(1) 予測計算用データの作成

第2章1節(3)で収集・整理した急傾斜地のデータから、予測計算に必要な位置、形状、斜面の諸元等の予測計算用データを作成する。

(2) 急傾斜地崩壊危険度評価

作成した急傾斜地の予測計算用のデータを用いて予測計算を行う。予測計算は、原則として既存の調査結果を基に地震力との比較によって危険度の判定を行う。予測結果は、個別にランク分けを行い、50mメッシュ毎に市町村（さいたま市は区単位）・町丁目単位でとりまとめる。

9. 大規模宅地造成地評価

(1) 予測計算用データの作成

第2章1節(4)で収集・整理した宅地造成地のデータから、予測計算に必要な位置、形状の諸元等の予測計算用データを作成する。

(2) 大規模宅地造成評価

収集・整理した宅地造成地のデータから、宅地造成地で想定される被害について評価を行う。

10. 津波河川遡上の予測計算

(1) 予測計算の条件設定

津波河川遡上の予測計算に係る条件を設定する。その際、原則として「海岸構造物」及び「河川構造物」の扱いを設定する。設定方法については、甲乙で協議する。

(2) 津波河川遡上の予測計算

作成した津波河川遡上のための計算データを用いて、津波河川遡上の予測計算を行う。対象河川は、荒川とする。計算条件及び「海岸構造物」「河川構造物」の扱いについては、(1)で設定した条件に従う。

(3) 浸水地域の予測

(2)で計算した津波河川遡上予測計算結果をもとに、地形データを用いて浸水地域の予測を行う。

第3章 社会的災害に関する調査

自然災害に関する調査を基に第1章11節の地震について社会的災害に関する調査を行い、各種被害予測および各種機能支障について想定するものとする。

1. 共通データの収集・整理

(1) 県勢基本データの収集・整理

埼玉県及び首都圏等でとりまとめられている人口、パーソントリップデータ及び道路交通センサスデータを収集・整理する。また、国勢調査等によるメッシュ別夜間人口及び昼間人口データを収集する。さらに、埼玉県内の建物ポリゴンデジタルデータについても収集する。

2. 建物被害予測

(1) 建物データの収集・整理

埼玉県内の各市町村の建物に関する課税データを収集する。また、非課税建物データについてもできるだけ収集する。収集したデータに基づき、建物の構造、建築年代、階数及び用途別の棟数を市町村（さいたま市は区単位）・町丁目ごとに整理し、その後、50mメッシュと市町村（さいたま市は区単位）・町丁目境界との対応から50mメッシュ単位で整理する。

また、課税建物データとの対応をつけるため、最新の住宅土地統計調査のデータも併せて収集する。

(2) 予測手法の調査

建物被害予測手法について、最新の研究成果を学術誌及び公的研究機関の報告書等の学術文献より調査する。また、他の自治体の地震被害想定調査で用いられている予測手法を併せて調査する。これらの調査から本業務に用いる最適な予測手法を選定する。委員会の指導のもとに適宜、感度分析等を行い最終的な予測手法を設定する。

(3) 建物被害予測計算

(2)で設定した予測手法により、揺れによる建物被害、液状化による建物被害を計算するが、両者の被害が重複しないようにする。また、急傾斜地等崩壊による建物被害を計算する。予測結果は、50mメッシュ単位で整理する。

(4) ブロック塀・落下物等の被害予測計算

ブロック塀・落下物等による被害について、最適な予測手法を選定し、被害予測計算を行う。予測結果は、50m メッシュ単位で整理する。

3. 火災被害予測

(1) 消防力データの収集・整理

埼玉県内の各市町村の消防力データを収集・整理する。整理するデータは、火災発生等に係わる現況データ、消防署・消防団の状況、消防ポンプ車等の状況、消防水利の状況等とする。

(2) 予測手法の調査

火災被害予測手法について、最新の研究成果を学術誌及び公的研究機関の報告書等の学術文献より調査する。また、他の自治体による地震被害想定調査において用いられている予測手法を併せて調査する。これらの調査から本業務に用いる最適な予測手法を選定する。委員会の指導のもとに最終的な予測手法を設定する。

火災被害予測においては、設定する季節・時刻及び風速によって予測結果が異なるが、本業務では季節・時刻を4ケース、風速を2ケース設定して予測を行う。

(3) 出火の予測計算

作成したデータ及び選定した予測手法を用いて、出火の予測計算を行う。出火点について、類似の既存の予測手法を参照して危険物等を考慮して設定する。被害予測においては、設定する季節・時刻及び風速によって予測結果が異なるが、本業務では季節・時刻を4ケース、風速を2ケース設定して予測を行う。

(4) 延焼の予測計算

作成したデータ及び選定した予測手法を用いて、延焼被害予測計算を行う。出火の予測と同様に、季節・時刻を4ケース、風速を2ケース設定して予測を行う。

4. 人的被害予測

(1) 人口動態データの整理

第3章1節(1)で収集した人口に係るデータから、昼夜間人口、時間帯別滞留人口等のデータを作成する。また、高齢化の影響を検討するためのデータについても収集する。

(2) 人的被害予測

人的被害予測手法について、第1章6、17で述べた資料を参照し、本業務に用いる最適な予測手法を選定する。さらに、設定した手法及び収集したデータにより人的被害予測を行う。人的被害予測は、建物被害、火災、ブロック塀等の倒壊、落下物等によるものに分けて行う。予測結果は、50m メッシュ単位及び市区町村・町丁目単位で整理する。

5. ライフライン被害予測

(1) ライフライン施設データの収集・整理

ライフライン被害予測に係わる上水道関係データ、下水道関係データ、電力関係データ、通信関係データ、都市ガス施設データ及びそれぞれの施設の復旧に関するデータを収集・整理する。

(2) ライフライン被害予測計算

ライフライン被害予測手法について、第1章6、17で述べた資料を参照し、本業務に用いる最適な予測手法を選定する。なお、必要に応じて供給事業者と協議を行うものとする。さらに、設定した手法及び収集したデータによりライフライン被害予測を行う。ライフライン被害予測は、上水道、下水道、電力、ガス、通信に分けて行う。予測結果は、50mメッシュ単位及び市町村（さいたま市は区単位）、町丁目単位で整理する。

6. 交通輸送被害予測

(1) 交通輸送施設データの収集・整理

交通被害予測に係わる道路橋梁データ、道路幅員データ、緊急交通路データ及び鉄道橋梁・高架橋データを収集・整理する。

(2) 交通輸送被害予測計算

交通輸送被害予測手法について、第1章6、17で述べた資料を参照し、本業務に用いる最適な予測手法を選定する。なお、必要に応じて施設管理事業者と協議を行う。さらに、設定した手法及び収集したデータにより交通輸送被害予測を行う。交通輸送被害予測は、道路、橋梁、鉄道に分けて行う。予測結果は、路線毎に整理する。

7. 生活支障・社会支障の予測

(1) 予測対象項目とデータの収集・整理

生活支障・社会支障の予測対象項目は、避難者、医療機能支障、住機能支障、飲食機能支障、清掃・衛生機能支障（廃棄物量予測も含む）及び直接経済被害額について予測を行う。これら各支障に係る資料の収集・整理を行う。なお、ライフラインの支障（断水等）は第3章5節の被害予測の中に含むものとする。

(2) 生活支障・社会支障予測計算

生活支障・社会支障予測手法について、第1章6、17で述べた資料を参照し、本業務に用いる最適な予測手法を選定する。さらに設定した手法及び収集したデータにより生活支障・社会支障予測を行う。生活支障・社会支障予測は、避難者、帰宅困難者、医療機能支障、住機能支障、飲食機能支障、清掃・衛生機能支障（廃棄物量予測も含む）を対象とする。

なお、ライフラインの支障（断水等）は、第3章5節の被害予測の中に、重要拠点施設の機能支障は、第3章9節の中を含むものとする。

帰宅困難者の予測に当たっては、前回調査の手法も踏まえ人流データを活用するものとする。

(3) 直接経済被害額の計算

算定した結果を基に直接経済被害額の計算を行う。

8. 複合災害の予測

(1) 河川堤防被害

河川堤防の被害額について、第1章6、17で述べた資料及び「レベル2地震動に対する河川堤防の耐震点検マニュアル」（平成24年2月「国土交通省水管理・国土保全局治水課）等を参照し、本業務に用いる最適な予測手法を選定する。さらに選定した手法及び収集したデータをもとに、洪水を考慮した河川堤防の被害予測を行う。（前出マニュアルにおける一次点検程度。）予測の対象は、荒川、利根川及び江戸川とする。

(2) 危険物施設

危険物施設の被害予測について、第1章6、17で述べた資料を参照し、本業務に用いる最適な予測手法を選定する。さらに選定した手法及び収集したデータをもとに、被害予測を行う。

9. 防災上重要な拠点施設の機能支障

防災上重要な施設（公的庁舎、避難所、病院（災害拠点病院を含む。))の被害予測について、第1章6、17で述べた資料を参照し、本業務に用いる最適な予測手法を選定する。さらに選定した手法及び収集したデータをもとに、防災上重要な施設の被害による機能支障について予測を行う。

10. その他の災害の予測

その他の災害として、エレベータ停止、災害時要援護者、災害廃棄物、中高層建物の被災の予測について、第1章6、17で述べた資料を参照し、本業務に用いる最適な予測手法を選定する。さらに選定した手法及び収集したデータにより、その他の災害の予測を行う。

第4章 地震防災対策に関する調査

自然災害及び社会災害に関する調査による被害予測及び機能支障予測結果を基に、地震防災対策に関する調査として、災害シナリオの作成及び地震防災対策の課題整理を行う。地震防災対策については、今後の震災対策行動計画の見直し、地域防災計画の修

正、市町村の防災対策、県民への広報、県民の利用の基礎データを考慮して、活用しやすいアウトプットとする。

1. 災害シナリオ

(1) 災害シナリオの作成

地震災害について、想定された被害量や生活支障等と甲における社会状況から、災害による地震発生後の事態の推移を時系列に検討してシナリオとしてまとめる。

(2) 対応・対策シナリオ

災害シナリオをもとに、応急対策及び恒久対策のニーズの変化を考慮して、地震発生後に必要とされる対応・対策の推移を時系列に検討して想定地震、季節・時刻を4ケース、風速を2ケース設定してシナリオとしてまとめる。

2. 地震防災対策

(1) 防災方針の整理

これまでの検討結果を基に、甲がとるべき防災対策の方針について検討を行う。

(2) 対策課題の整理

防災対策を行うにあたり必要な課題点を抽出し、整理を行う。防災対策としては、首都圏広域の支援・受援に関する検討を含むものとする。課題の整理にあたっては、被害想定結果を踏まえて実施する減災目標の策定に資するようにする。

第5章 調査結果の広報

調査結果の県民・事業者・市町村等への広報・啓発として、ホームページで公開するための検討を行う。

(1) レイアウトの設計

想定結果をホームページで公開する際のホームページレイアウトについて検討を行う。調査結果については既存の埼玉県 GIS 上で動作するマップシステムを用いてマップ上に重ねて表示し、地名等による検索機能を有するものとする。

(2) コンテンツの作成

ホームページ上で調査結果を表示できるように、調査結果データのコンテンツファイルの作成を行う。なお、調査結果を県民、事業者、市町村等の関係者がわが事として捉えることができるよう広報啓発することとし、動的コンテンツを取り入れるなど、本調査で検討したシナリオ等の内容をわかりやすく表現すること。

第6章 委員会・成果品等

1. 委員会等の運営

乙は、甲とともに委員会の運営を行う。乙は、委託者が開催する委員会における資料作成、会場準備、議事録作成等の事務局補助を行うものとする。なお、委員会は原則として業務期間中に10回程度開催するものとする。

また、庁内関係課等による調整会議の運営等の業務についても、上記と同様とする。調整会議は、業務期間中に10回程度開催（10～30名程度）するものとし、議事の必要性等に応じ、適宜開催回数を増減するものとする。

2. 報告書等成果品の作成

乙は、業務終了時に下記の成果品を納入する。

成果品：

- ①令和8年度中間報告書（15部、A4版、くるみ）
- ②令和9年度中間報告書（15部、A4版、くるみ）
- ③業務報告書（5部、A4版、金文字黒表紙）
- ④報告書（150部、A4版、くるみ）
- ⑤概要版報告書（300部、A4版、くるみ）
- ⑥上記①～⑤の報告書原稿の電子ファイル（一式）
- ⑦ホームページコンテンツの電子ファイル（一式）
- ⑧被害想定に用いたデータ及び計算結果の電子ファイル（一式）

注記：

- ・電子ファイルは「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づき作成・納品する。
- ・①令和8年度中間報告書は令和9年3月末日、②令和9年度中間報告書は令和9年9月末日を期限として提出するものとする。

3. 業務終了後の協力

乙は、本業務終了後においても、その内容や成果物について甲から照会があった場合または第三者への技術的説明の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

4. その他

本業務の目的を達成するために、業務内容の大幅な変更が必要となる場合については、甲乙双方が協議する。